

## 付 議 第 3 号

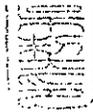
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和4年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

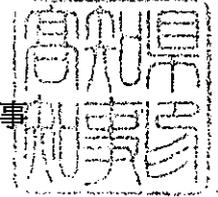
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



4 高政企第 46 号  
令和 4 年 5 月 18 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 4 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 4 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 2 令和 4 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されることを考慮し、長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の施行による教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）の一部改正により、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定が削除されることに伴い、免許状の更新等の事務に係る手数料を廃止するとともに、教育職員免許法の引用規定の整理をしようとするものである。

## 第 10 号

## 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

高知県知事 瀨田 省司

## 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第55条の3第1項の表3の項を同表5の項とし、同項の前に次のように加える。

4 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	3の項イ(ア)及び(イ)に定める額
---	-----------------------	-------------------

第55条の3第1項の表2の項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	1の項イ(ア)及び(イ)に定める額
---	---------------------	-------------------

第56条の表1の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同表2の項を削り、同表3の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同項を同表3の項とし、同表中5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項及び9の項を削り、10の項を7の項とし、11の項を8の項とし、12の項から15の項までを削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第56条の表の改正規定及び次項の規定は令和4年7月1日から、第55条の3第1項の表の改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例第56条の規

定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

対 照 表

新 旧

新

旧

高知県手数料徴収条例（抜粋）

高知県手数料徴収条例（抜粋）

（計算単位）

（計算単位）

第2条 手数料の額は、次章に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同章に定める額とする。

第2条 手数料の額は、次章に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同章に定める額とする。

（長期優良住宅の普及の促進に係る事務の手数料）  
第55条の3 県は、長期優良住宅の普及に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

（長期優良住宅の普及の促進に係る事務の手数料）  
第55条の3 県は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	
ア 新築する住宅		
(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81		

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	
ア 新築する住宅		
(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81		

<p>号) 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この表において「設計住宅性能評価書」という。）又は同法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この表において「確認書」という。）が添付されているもの</p> <p>a・b 略</p> <p>(イ) 設計住宅性能評価書及び確認書が添付されていないもの</p> <p>a・b 略</p> <p>イ 増築し、又は改築する住宅</p> <p>(ア) 確認書が添付されているもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の</p>	略	略	略
<p>号) 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この表において「設計住宅性能評価書」という。）又は同法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この表において「確認書」という。）が添付されているもの</p> <p>a・b 略</p> <p>(イ) 設計住宅性能評価書及び確認書が添付されていないもの</p> <p>a・b 略</p> <p>イ 増築し、又は改築する住宅</p> <p>(ア) 確認書が添付されているもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の</p>	略	略	略

場合	数に3,000円を乗じて得た額を加算した額	場合	数に3,000円を乗じて得た額を加算した額
(c) 戸数が6以上10以下の場合	15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額	(c) 戸数が6以上10以下の場合	15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額
(d) 戸数が11以上25以下の場合	47,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額	(d) 戸数が11以上25以下の場合	47,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
(e) 戸数が26以上50以下の場合	71,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額	(e) 戸数が26以上50以下の場合	71,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
(f) 戸数が51以上100以下の場合	93,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額	(f) 戸数が51以上100以下の場合	93,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
(g) 戸数が101以上200以下の場合	124,000円に	(g) 戸数が101以上200以下の場合	124,000円に

の場合	戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額	の場合	戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
(h) 戸数が201以上の場合	29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額	(h) 戸数が201以上の場合	29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額
(イ) 確認書が添付されていないもの		(イ) 確認書が添付されていないもの	
a 一戸建ての住宅に係るもの		a 一戸建ての住宅に係るもの	
(a) 床面積が100平方メートル以下の場合	1戸につき71,000円	(a) 床面積が100平方メートル以下の場合	1戸につき71,000円
(b) 床面積が100平方メートルを超える場合	1戸につき88,000円	(b) 床面積が100平方メートルを超える場合	1戸につき88,000円
b 共同住宅等に係るもの		b 共同住宅等に係るもの	
(a) 戸数が1の場合	88,000円	(a) 戸数が1の場合	88,000円
(b) 戸数が2以上5以下の場合	61,000円に戸数に21,000円を乗じて得た額を加算した額	(b) 戸数が2以上5以下の場合	61,000円に戸数に21,000円を乗じて得た額を加算した額
(c) 戸数が6以上10以下の場合	75,000円に戸数に19,000円を乗じて得た額	(c) 戸数が6以上10以下の場合	75,000円に戸数に19,000円を乗じて得た額

(d) 戸数が11以上25以下の 場合	額を加算した 額 99,000円に戸 数に17,000円 を乗じて得た 額を加算した 額	(d) 戸数が11以上25以下の 場合	額を加算した 額 99,000円に戸 数に17,000円 を乗じて得た 額を加算した 額
(e) 戸数が26以上50以下の 場合	138,000円に 戸数に16,000 円を乗じて得 た額を加算し た額	(e) 戸数が26以上50以下の 場合	138,000円に 戸数に16,000 円を乗じて得 た額を加算し た額
(f) 戸数が51以上100以下 の場合	311,000円に 戸数に13,000 円を乗じて得 た額を加算し た額	(f) 戸数が51以上100以下 の場合	311,000円に 戸数に13,000 円を乗じて得 た額を加算し た額
(g) 戸数が101以上200以下 の場合	381,000円に 戸数に13,000 円を乗じて得 た額を加算し た額	(g) 戸数が101以上200以下 の場合	381,000円に 戸数に13,000 円を乗じて得 た額を加算し た額
(h) 戸数が201以上の場合	818,000円に 戸数に11,000 円を乗じて得	(h) 戸数が201以上の場合	818,000円に 戸数に11,000 円を乗じて得

	た額を加算した額	た額を加算した額	た額を加算した額
<p>2 <u>法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</p>	<p>1の項イ(ア)及び(イ)に定める額</p>	
<p>3 <u>法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による住宅の譲受人を決定した場合におけるもの及び同条第3項の規定による区分所有住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。）の管理者等が選任された場合におけるものを除く。）に対する審査</u> ア 新築する住宅</p> <p>(ア) 法第6条第1項第1号に掲げる基準（以下この表において「長期使用構造等認定基準」と</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更申請手数料</p>	<p>2 <u>法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による住宅の譲受人を決定した場合におけるもの及び同条第3項の規定による区分所有住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅をいう。）の管理者等が選任された場合におけるものを除く。）に対する審査</u> ア 新築する住宅</p> <p>(ア) 法第6条第1項第1号に掲げる基準（以下この表において「長期使用構造等認定基準」と</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>

<p>いう。)に係る変更を含むもの a・b 略 (イ) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含まないもの</p>	<p>略</p>	<p>いう。)に係る変更を含むもの a・b 略 (イ) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含まないもの</p>	<p>略</p>
<p>イ 増築し、又は改築する住宅 (ア) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含むもの a 確認書が添付されているもの</p>	<p>略</p>	<p>イ 増築し、又は改築する住宅 (ア) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含むもの a 確認書が添付されているもの</p>	<p>略</p>
<p>(a) 一戸建ての住宅に係るもの i 床面積が100平方メートル以下の場合</p>	<p>1戸につき 7,500円</p>	<p>(a) 一戸建ての住宅に係るもの i 床面積が100平方メートル以下の場合</p>	<p>1戸につき 7,500円</p>
<p>ii 床面積が100平方メートルを超える場合 (b) 共同住宅等に係るもの i 戸数が1の場合 ii 戸数が2以上5以下の場合</p>	<p>1戸につき 9,000円</p>	<p>ii 床面積が100平方メートルを超える場合 (b) 共同住宅等に係るもの i 戸数が1の場合 ii 戸数が2以上5以下の場合</p>	<p>1戸につき 9,000円</p>
<p>ii 戸数が2以上5以下の場合</p>	<p>12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>ii 戸数が2以上5以下の場合</p>	<p>12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>

iii	戸数が6以上10以下の 場合	15,000円に戸 数に3,000円 を乗じて得た 額を加算した 額に2分の1 を乗じて得た 額	15,000円に戸 数に3,000円 を乗じて得た 額を加算した 額に2分の1 を乗じて得た 額
iv	戸数が11以上25以下の 場合	47,000円に戸 数に1,000円 を乗じて得た 額を加算した 額に2分の1 を乗じて得た 額	47,000円に戸 数に1,000円 を乗じて得た 額を加算した 額に2分の1 を乗じて得た 額
v	戸数が26以上50以下の 場合	71,000円に戸 数に1,000円 を乗じて得た 額を加算した 額に2分の1 を乗じて得た 額	71,000円に戸 数に1,000円 を乗じて得た 額を加算した 額に2分の1 を乗じて得た 額
vi	戸数が51以上100以下 の場合	93,000円に戸 数に1,000円 を乗じて得た 額を加算した 額	93,000円に戸 数に1,000円 を乗じて得た 額を加算した 額

額に2分の1を乗じて得た額		額に2分の1を乗じて得た額
124,000円に	vii 戸数が101以上200以下	124,000円に
戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額	の場合	戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額	viii 戸数が201以上の場合	29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
b 確認書が添付されていないもの	b 確認書が添付されていないもの	29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
(a) 一戸建ての住宅に係るもの	(a) 一戸建ての住宅に係るもの	29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
i 床面積が100平方メートル以下の場合	i 床面積が100平方メートル以下の場合	29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
ii 床面積が100平方メートルを超える場合	ii 床面積が100平方メートルを超える場合	29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
(b) 共同住宅等に係るもの	(b) 共同住宅等に係るもの	29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
1戸につき35,500円		1戸につき35,500円
1戸につき44,000円		1戸につき44,000円

i 戸数が1の場合	44,000円		
ii 戸数が2以上5以下の場合	61,000円に戸数に21,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額		44,000円 61,000円に戸数に21,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
iii 戸数が6以上10以下の場合	75,000円に戸数に19,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額		75,000円に戸数に19,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
iv 戸数が11以上25以下の場合	99,000円に戸数に17,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額		99,000円に戸数に17,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
v 戸数が26以上50以下の場合	138,000円に戸数に16,000円を乗じて得た額		138,000円に戸数に16,000円を乗じて得た額

<p>た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>vi 戸数が51以上100以下の場合</p>	<p>vi 戸数が51以上100以下の場合</p>
<p>vii 戸数が101以上200以下の場合</p>	<p>vii 戸数が101以上200以下の場合</p>
<p>viii 戸数が201以上の場合</p>	<p>viii 戸数が201以上の場合</p>

<p>(イ) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含まないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p>	<p>1戸につき 7,500円</p> <p>1戸につき 9,000円</p> <p>9,000円</p> <p>12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>47,000円に戸数に1,000円</p>	<p>(イ) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含まないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p>	<p>1戸につき 7,500円</p> <p>1戸につき 9,000円</p> <p>9,000円</p> <p>12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>47,000円に戸数に1,000円</p>
<p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p>	<p>15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>47,000円に戸数に1,000円</p>	<p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p>	<p>15,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>47,000円に戸数に1,000円</p>

を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額	(e) 戸数が26以上50以下の場合	を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
71,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額		71,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
93,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額	(f) 戸数が51以上100以下の場合	93,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
124,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額	(g) 戸数が101以上200以下の場合	124,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額

<p>(h) 戸数が201以上の場合</p>	<p>た額 29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>た額 29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につ</p>
<p>3 法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画に係る住宅容積率特例許可申請手数料</p>	<p>16万円</p>	<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につ</p>

<p>(h) 戸数が201以上の場合</p>	<p>た額 29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>た額 29万円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につ</p>
<p>4 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</p>	<p>16万円</p>	<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につ</p>
<p>5 法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画に係る住宅容積率特例許可申請手数料</p>	<p>16万円</p>	<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につ</p>

き、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟について  
の額とする。

2 前項の手数料を徴収する場合において、法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき法第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定による認定の申請をする者のうち、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た者にあつては、前項の手数料の額に高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）第21条の規定による建築物に関する確認申請手数料の額、同条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額並びに同条例第22条第1項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請手数料の額に相当する額を加えるものとする。この場合において、同条例第21条の2第1項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（同項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う場合において、法」とあるのは「法」と、「が構造計算適合性判定」とあるのは「が構造計算適合性判定（法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。））」と、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」と読み替えるものとする。

（教育職員免許法に係る事務の手数料）

第56条 県は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この

き、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟について  
の額とする。

2 前項の手数料を徴収する場合において、法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき法第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定による認定の申請をする者のうち、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た者にあつては、前項の手数料の額に高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）第21条の規定による建築物に関する確認申請手数料の額、同条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額並びに同条例第22条第1項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請手数料の額に相当する額を加えるものとする。この場合において、同条例第21条の2第1項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（同項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う場合において、法」とあるのは「法」と、「が構造計算適合性判定」とあるのは「が構造計算適合性判定（法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。））」と、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」と読み替えるものとする。

（教育職員免許法に係る事務の手数料）

第56条 県は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この

条において「法」という。)に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第5条第1項又は第16条第1項の規定に基づく普通免許の授与	教育職員の普通免許状の授与手数料	3,300円
2 法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	教育職員の特別免許状の授与手数料	3,300円
3 法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	教育職員の臨時免許状の授与手数料	1,700円
4 法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の普通免許状に新教育領域を追加して定める際の普通免許状の交付	教育職員の普通免許状への新教育領域追加手数料	3,300円
5 法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の臨時免許状に新教育領域を	教育職員の臨時免許状への新教育領域追加手数料	1,700円

条において「法」という。)に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第5条第1項又は第16条の2第1項の規定に基づく普通免許状の授与	教育職員の普通免許状の授与手数料	3,300円
2 法第5条第2項又は第16条の2第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了後の普通免許状の授与	教育職員の免許状更新講習修了後の普通免許状の授与手数料	3,300円
3 法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	教育職員の特別免許状の授与手数料	3,300円
4 法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与	教育職員の臨時免許状の授与手数料	1,700円
5 法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の普通免許状に新教育領域を追加して定める際の普通免許状の交付	教育職員の普通免許状への新教育領域追加手数料	3,300円
6 法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の臨時免許状に新教育領域を	教育職員の臨時免許状への新教育領域追加手数料	1,700円

追加して定める際の臨時免許 状の交付	料
6 法第6条第1項の規定に基づき教育職員検定	教育職員検定手数料 1,700円
7 法第15条の規定に基づく免許状の書換え	教育職員の免許状の書換え手数料 870円
8 法第15条の規定に基づく免許状の再交付	教育職員の免許状の再交付手数料 1,100円

追加して定める際の臨時免許 状の交付	料
7 法第6条第1項の規定に基づき教育職員検定	教育職員検定手数料 1,700円
8 法第9条の2第1項の規定に基づく免許状の有効期間の更新	教育職員の免許状の有効期間更新証明書の発行手数料 3,300円
9 法第9条の2第5項の規定に基づく免許状の有効期間の延長	教育職員の免許状の有効期間延長証明書の発行手数料 1,700円
10 法第15条の規定に基づく免許状の書換え	教育職員の免許状の書換え手数料 870円
11 法第15条の規定に基づく免許状の再交付	教育職員の免許状の再交付手数料 1,100円
12 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この表において「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認	教育職員の免許状更新講習修了確認証明書の発行手数料 3,300円

<p>13 <u>改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限を経過した者に対する法定期間内にあることの確認</u></p>	<p><u>教育職員の免許状更新講習修了確認期限経過後の期間内確認証明書の発行手数料</u></p>	<p>3,300円</p>
<p>14 <u>改正法附則第2条第4項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期</u></p>	<p><u>教育職員の免許状更新講習修了確認期限延期証明書の発行手数料</u></p>	<p>1,700円</p>
<p>15 <u>改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習の受講免除者であることの認定</u></p>	<p><u>教育職員の免許状更新講習免除証明書の発行手数料</u></p>	<p>3,300円</p>

(手数料の不還付)

第58条 既に納付された前章の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第59条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前章の手数料（第55条の3の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務の回数料、第55条の4の都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務の回数料、第55条の5の建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務の回数料、第55条の6の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る事務の回数料及び第

(手数料の不還付)

第58条 既に納付された前章の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第59条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前章の手数料（第55条の3の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務の回数料、第55条の4の都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務の回数料、第55条の5の建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務の回数料、第55条の6の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る事務の回数料及び第

55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち高知県建築基準法施行条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額に相当する額並びに第55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち同条第1項の表1の項から3の項までに規定する手数料を除く。)を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不徴収)

第60条 県のためにする事務については、前章の手数料(第55条の3の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務の手数料、第55条の4の都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務の手数料、第55条の5の建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務の手数料、第55条の6の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る事務の手数料及び第55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち高知県建築基準法施行条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額に相当する額並びに第55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち同条第1項の表1の項から3の項までに規定する手数料を除く。)を徴収しない。

(手数料の納付の時期)

第61条 前章の手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。

55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち高知県建築基準法施行条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額に相当する額並びに第55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち同条第1項の表1の項から3の項までに規定する手数料を除く。)を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不徴収)

第60条 県のためにする事務については、前章の手数料(第55条の3の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務の手数料、第55条の4の都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務の手数料、第55条の5の建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務の手数料、第55条の6の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る事務の手数料及び第55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち高知県建築基準法施行条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額に相当する額並びに第55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち同条第1項の表1の項から3の項までに規定する手数料を除く。)を徴収しない。

(手数料の納付の時期)

第61条 前章の手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。

## 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案の概要 —教員免許更新制の発展的解消（廃止）による事務手数料の廃止等について—

### 1 条例改正の目的

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正され、教員免許更新制（以下「更新制」という。）が発展的に解消されることを考慮し、教育職員免許法に係る事務手数料のうち、更新制に係る事務について廃止しようとするもの。

### 2 教員免許更新制について

(1) 平成19年6月に教育職員免許法の一部が改正され、平成21年4月1日から導入。

①目的は、その時々の教員として必要な知識技能を身につけること。②平成21年4月1日以降に授与された教員免許状(新免許状)に10年間の有効期間が付され、平成21年3月31日以前に免許状(旧免許状)を取得した者にも更新制の基本的枠組みが適用。③有効期間満了前の2年間において、30時間以上の免許状更新講習の受講・修了と免許管理者(都道府県教育委員会)への申請手続が必要。

(2) 他方、近年において社会の変化が早まり、オンライン研修の拡大や平成28年の教育公務員特例法の改正による研修の体系化の進展など教員の研修を取り巻く環境が大きく変化。

(3) このような状況を踏まえ、令和3年に、文部科学省に設置される中央教育審議会において、「令和の日本型学校教育」の実現化に向けた**現職教員研修の充実と更新制の発展的解消（いわゆる廃止）**について、「審議まとめ」が示された。

(4) これを受け、今通常国会に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が提出され、この中で教育職員免許法の一部が改正され、**更新制が発展的に解消されることにより、法改正時点（施行日は本年7月1日）に有効な教員免許を所有する者は、更新講習の受講や更新手続の必要がなくなる。**

### 3 条例改正の内容

第56条中の表に掲げる次の事務について削除し、その他必要な規定の整理を行う。

事務の内容	金額	備考
2 法第5条第2項又は第16条の2第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了後の普通免許状の授与	3,300円	有効期間満了による失効等の場合
8 法第9条の2第1項の規定に基づく免許状の有効期間の更新	3,300円	新免許状の <b>更新</b>
9 法第9条の2第5項の規定に基づく免許状の有効期間の延長	1,700円	新免許状の更新 <b>延長</b>
12 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この表において「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認	3,300円	旧免許状の <b>更新</b>
13 改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限を経過した者に対する法定期間内にあることの確認	3,300円	旧免許状の（有効性の） <b>回復</b>
14 改正法附則第2条第4項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期	1,700円	旧免許状の更新 <b>延期</b>
15 改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習の受講免除者であることの認定	3,300円	新免許状・旧免許状の <b>更新免除</b>

4 施行期日 令和4年7月1日

# 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

#### ①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

<記録の範囲> 【教特法第22条の5第1項及び第2項】

- ・研修実施者※<sub>1</sub>が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

#### ②指導助言者※<sub>2</sub>は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

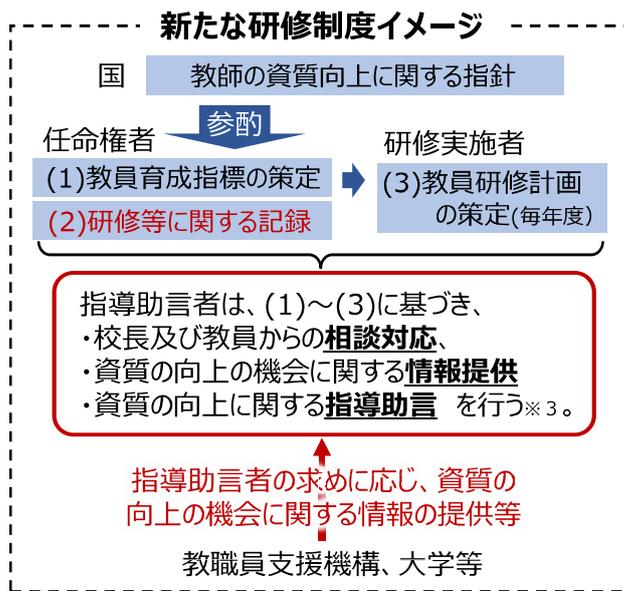
【教特法第22条の6第1項及び第2項】

#### ③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

【教特法第22条の6第3項】

#### ④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

【教特法第22条の4第2項第4号】



※<sub>1</sub> 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※<sub>2</sub> 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※<sub>3</sub> 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

### 2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

#### ①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

【免許法第9条～第9条の4等】

#### ②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。

【附則第3条】

### 3. その他(教育職員免許法の一部改正)

#### ①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

【免許法別表第8】

#### ②主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。

【免許法別表第1備考第6号】

## 施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)【附則第1条】